3　前項の規定により新金融商品取引法第百五十六条の六十七第一項の規定の例による指定を受けた者は、第四号施行日前においても、新金融商品取引法第百五十六条の七十四第一項の規定の例により、内閣総理大臣の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同項の規定によりされたものとみなす。

4　内閣総理大臣は、前二項の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

5　第一項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出した者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

7　前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

8　第五項又は第六項の規定により刑に処せられた者は、新金融商品取引法の規定に違反し、刑に処せられた者とみなす。

（商品先物取引法の一部改正）

第六条　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第百八十一条第一項中「、店頭商品デリバティブ取引」を「若しくは店頭商品デリバティブ取引」に、「が引き受けた」を「が商品取引債務引受業等として引き受け又は金融商品債務引受業等として引受け、更改その他の方法により負担した」に、「を引き受けた」を「を引き受け又は引受け、更改その他の方法により負担した」に改める。

（商品先物取引法の一部改正に伴う調整規定）

第七条　施行日が商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）の施行の日前である場合には、前条（見出しを含む。）中「商品先物取引法」とあるのは「商品取引所法」と、「、店頭商品デリバティブ取引」を「若しくは店頭商品デリバティブ取引」に、「が引き受けた」とあるのは「が引き受けた」と、「商品取引債務引受業等」とあるのは「商品取引債務引受業」とする。

2　前項に規定する場合において、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律第三条のうち、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百八十一条第一項の改正規定中「、店頭商品デリバティブ取引」とあるのは「若しくは店頭商品デリバティブ取引」と、「加える」とあるのは「加え、「商品取引債務引受業」を「商品取引債務引受業等」に改める」とする。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第八条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号及び第四項並びに第二十四条第一項第一号中「又は第五十三条第三項」を「、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第九条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十一号中「又は金融商品債務引受業の免許」を「、金融商品取引清算機関若しくは外国金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業の免許又は連携金融商品債務引受業務の認可」に改め、同号(六)中「）の」の下に「金融商品取引清算機関の」を加え、同号に次のように加える。

(九)	金融商品取引法第百五十六条の二十の二（免許）の外国金融商品取引清算機関の金融商品債務引受業の免許	免許件数　一件につき十五万円
(十)	金融商品取引法第百五十六条の二十の十六第一項（他の金融商品取引清算機関等と連携する場合の認可）の連携金融商品債務引受業務の認可	認可件数　一件につき十五万円

（住民基本台帳法の一部改正）

第十条　住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「第三十二条の四において準用する場合を含む。）」を「第三十二条の四及び第五十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三項」に、「若しくは第五十条の二第一項」を「、第五十条の二第一項、第五十七条の十三第一項若しくは第五十七条の十四」に改め、「第百五十六条の二の免許」の下に「、同法第百五十六条の五の三第一項の届出、同法第百五十六条の五の五第一項の認可、同条第三項の届出、同条第四項ただし書の認可」を、「第百五十六条の十三の届出」の下に「、同法第百五十六条の二十の二の免許、同法第百五十六条の二十の十一第二項の届出、同法第百五十六条の二十の十六第一項の認可、同法第百五十六条の二十の二十一第二項の届出」を加え、「又は同法第百五十六条の二十八第三項の届出」を「、同法第百五十六条の二十八第三項の届出、同法第百五十六条の六十七第一項の指定又は同法第百五十六条の七十七第一項の届出」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第十一条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「マまで」を「ケまで」に改め、同条第三号中マをケとし、ルからヤまでをヲからマまでとし、ヌの次に次のように加える。

ル　指定親会社（金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）

第十二条　金融庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「ケまで」を「フまで」に改め、同条第三号中ケをフとし、ツからマまでをネからケまでとし、ソの次に次のように加える。

ツ　取引情報蓄積機関（金融商品取引法第百五十六条の六十四第三項に規定する取引情報蓄積機関をいう。）

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条　附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十五条　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
総務大臣　原口　一博
財務大臣　菅　**直人**
経済産業大臣　直嶋　正行